

防衛大学校の褒賞に関する達を次のように定める。

昭和46年12月25日

防衛大学校長 猪木正道

防衛大学校の褒賞に関する達

改正	昭和50年2月26日防衛大学校達第1号	昭和52年1月31日防衛大学校達第2号
	昭和57年7月26日防衛大学校達第3号	昭和59年1月20日防衛大学校達第1号
	昭和60年1月21日防衛大学校達第1号	昭和63年3月16日防衛大学校達第2号
	平成4年4月10日防衛大学校達第8号	平成12年4月1日防衛大学校達第4号
	平成19年3月30日防衛大学校達第7号	令和6年10月15日防衛大学校達第15号

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校本科学学生(外国人留学生を含む。以下「学生」という。)に対する賞の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(褒賞の方針)

第2条 褒賞は、教育、訓練、学生隊服務その他各般の校内活動の各個別分野において、それぞれ優秀な成果を収めた学生及び進歩向上の著しい学生に対し実施する。

(学校長の行う褒賞)

第3条 学校長の行う褒賞は、定期褒賞及び随時褒賞とする。

2 定期褒賞は、学生が卒業する際に授与する。

3 随時褒賞は、随時に又は学年度末に授与する。

(定期褒賞)

第4条 定期褒賞は、次の各号の一に掲げる分野について授与する。

(1) 教育課程のうち、人文・社会科学専門、理工学専門及び防衛学の各区分

(2) 教育課程のうち、修得単位が優秀

(3) 訓練課程

(4) 学生隊服務

(5) 体力

(随時褒賞)

第5条 随時褒賞は、校内競技及び校友会活動の分野について授与する。

(重複授与)

第6条 定期褒賞及び随時褒賞は、1人の学生に対し重複して授与することができるものとする。

(部長等の行う褒賞)

第7条 学校長の行う褒賞のほか、教務部長、訓練部長、学群長、総括首席指導教官又は学校長の指名する者は、学校長の承認を得て褒賞を行うことができる。

第8条 削除

(実施要領等)

第9条 この達に定めるもののほか、褒賞の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この達は、昭和46年12月25日から施行する。

附 則 (昭和50年2月26日防衛大学校達第1号)

この達は、昭和50年2月26日から施行する。

附 則 (昭和52年1月31日防衛大学校達第2号)

この達は、昭和52年1月31日から施行する。

附 則 (昭和57年7月26日防衛大学校達第3号)

この達は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則 (昭和59年1月20日防衛大学校達第1号)

この達は、昭和59年1月20日から施行する。

附 則 (昭和60年1月21日防衛大学校達第1号)

この達は、昭和60年1月21日から施行する。

附 則 (昭和63年3月16日防衛大学校達第2号)

この達は、昭和63年3月16日から施行する。

附 則 (平成4年4月10日防衛大学校達第8号)

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則 (平成12年4月10日防衛大学校達第4号(抄))

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日防衛大学校達第7号)

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月15日防衛大学校達第15号)

この達は、令和6年10月15日から施行する。